

議 長 日程第10「報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それでは説明をさせていただきます。こちらにつきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より施行されております。この法律に定められた健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称でございます。あわせて公営企業会計の資金不足比率の毎年度の公表が義務づけられております。比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定して国や県へ報告が必要になったり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなったりするものでございます。

それでは、個別の指標について御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。まず、実質赤字比率です。これは、一般会計、用地取得特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。標準財政規模というのは、標準税収入額、地方贈与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計でございます。松田町の場合は28億6,770万7,000円となっております。この実質赤字比率でございますけれども、括弧内でございますように15%を超えると早期健全化団体となりますが、決算書の一般会計及び用地特会の実質収支額におきまして、赤字は、マイナスはございませんので、松田町としては赤字はないということになります。これにつきまして、試算を、黒字を試算しますと8.28%となっておりますのでございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。こちらにつきましては、企業会計等までを含めた全会計を対象とした実質赤字でございます。先ほどの標準財政規模に対する全会計の実質収支額の比率でございます。これにつきましても、20%を超えますと早期健全化団体となりますが、松田町におきましては、赤字は算定されておられません。これにつきましても、黒字を試算しますと24.69%となっております。

続きまして、実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会

計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものの、こちらも標準財政規模に占める割合を示したものでございます。分子につきましては、おおむね償還元金及び利子となっております。過去3年間の平均の値を用いますが、この比率が25%以上の団体は地方債の発行に国の許可が必要になり、35%を超えますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては6.2%と昨年度に比べ0.6%の減となっております。地方債の償還進行に伴いまして、起債残高の減少によるものと思われます。23年度が8.5%、24年度7.9%、25年度7.4%、26年度が6.8%となっており、着実に改善されてるということになるかと思います。

上郡の状況でございますが、中井町が8.2%、大井町1.1%、山北町6.8%、開成町11.3%と聞いてるところでございます。また、全国の市町村平均は、こちらは昨年度のものでございますが8.0%となっており、松田町は1,741の市区町村の団体のうち548位となっております。

次に、将来負担比率でございます。これは、普通会計が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合、公営企業も含めまして地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に占める割合を示したものでございます。一般会計等が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、こちらも350%を超えますと再生団体となりますが、松田町におきましては68.6%となっております。こちらは、19年度の公表以来、毎年減となっておりますが、償還による公営企業債等の繰入は減少したものの、松田土木用地購入に伴いまして、用地取得特別会計における地方債の増により将来負担額が増加し、また財政調整基金や土地購入に伴います土地開発基金の減による充当可能財源等が減少したため、昨年度と比較しまして1.6%の上昇になってございます。

また、こちらの近隣のデータでございますけども、中井町、大井町は、充当可能財源が将来負担額を超えており数値がございません。山北町83.4%、開成町76.1%と聞いてるところでございます。全国的に見ますと、こちらも昨年度のものでございますが、市区町村の平均で45.8%で、中井町や大井町といった将来負担比率のない自治体が598団体、残りの1,143団体のうち662位となっております。

最後に、2の平成27年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足比率でございますが、ごらんのとおり、松田町の下水道、簡易水道、上水道会計におきましては、資金不足はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。